第

1904

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 10月 5日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 4 入院給付金

**Q**:夫が長期の入院治療のかいもなく、先月亡くなりました。

ところで、夫が被保険者となっていた生命 保険契約の入院特約により生前及び死亡後に 入院給付金が支払われましたが、この入院給 付金に税金はかかるのでしょうか。

A:生前に受け取った入院給付金に所得税はかかりませんが、死亡後に受け取った場合には相続税がかかります。

## 【解説】

入院特約に基づく給付金は、身体の傷害に 基因して支払いを受ける生命保険契約に基づ く給付金で、所得税は非課税となります。また、入院給付金の支払いを受けるもでも で、所得税払いを受けるを受けるを で、所得税がある。 で、入院給付金が入びでもの配偶を で、入院とされる。 で、の者が入院してする。 の者が入院してする。 の者が入院してする。 の者のときない。 を受けるは、その給付金は非課税となります。 を対していた入院給付金は、受けなる。 を対していた。 を受けるない。 を受けるは、ことになります。

一方、死亡後に受け取った入院給付金は、 被相続人本来の相続財産として相続税の課税 対象になります。入院給付金は、被保険者の 傷害(死亡の直接の基因となった傷害を除除 ます)、疾病その他これらに類するもので死 亡を伴わないものを保険事故として支払われたもの る給付金ですので、死亡後に支払われたもの であっても、みなし相続財産の生命保険金に は該当しません。したがって、死亡保険金の ような非課税部分はありません。







